

## 不利益処分に関する審査請求制度の概要

### 1. 審査請求制度について

任命権者から懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたとして、処分を受けた職員は審査請求を行うことができます。審査請求があった場合に、公平委員会がその処分の適法性及び妥当性を審査、判定し、必要な措置を指示します（地方公務員法 49 条の 2、50 条）。

#### ◎ 審査請求ができる期間について

審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内を原則とし、処分があったことを後で知った場合でも、処分があった日の翌日から 1 年を経過した場合は審査請求をすることができません（地方公務員法 49 条の 3）。

#### ◎ 公平委員会に審査請求のできる職員

- ・一般行政職員、教職員（県費負担教職員を除く）、消防職員、会計年度任用職員

#### ◎ 審査請求の内容

審査請求ができる項目は「懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分」とされています。

＜審査請求の対象となる不利益処分＞

- ・懲戒処分（戒告、減給、停職、免職）
- ・分限処分（降任、免職、休職、降給）
- ・任命権者が職員に対して行ったその他のその意に反すると認める不利益な処分
- ・職員がその意に反して受けたと思う不利益な処分

### 2. 審査請求の方法、審理の手続等

審査請求をしようとする職員は、審査請求書に必要な事項を記載するとともに処分説明書の写しを添付し、公平委員会に正副各 1 通等を提出します（不利益処分についての審査請求に関する規則第 5 条）。

### 3. 審理の方法等

審理の方法は、原則として書面審理とします。書面審理を行う場合においては、期限を定

めて、請求者に対して証拠の提出を求めるとともに、期限を定めて、処分者から答弁書及び証拠の提出を求めます。

双方から提出された書面に基づき、主張、論点、事実関係等を審理し、必要に応じて、証拠調べ、証人尋問、当事者尋問、資料提出要求を行います。

ただし、請求者から口頭審理の請求があった場合には口頭審理を行います。

#### 4. 裁決

公平委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて速やかに裁決を行い、裁決書を作成します（不利益処分についての審査請求に関する規則第 15 条）。

審査の結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、または取り消し、及び必要がある場合においては、適切な措置をさせる等、処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をします（地方公務員法 50 条）。

#### 5. 訴訟との関係

審査請求ができる処分については、公平委員会の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方公務員法 51 条の 2）。

ただし、下記の場合は裁決を経ないで処分の取り消しの訴えを提起することができます。

- ・ 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
- ・ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ・ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（行政事件訴訟法第 8 条第 2 項）

裁決に不服がある場合には、裁決があったことを知った日から 6 か月以内に裁判所に処分又は裁決の取消の訴えを提起することができます。処分又は裁決の日から 1 年を経過したときは提起をすることができません（行政事件訴訟法第 14 条）。